

## 軽井沢町 新型コロナウイルス感染症への対応方針

令和2年4月7日（令和3年7月13日改正）  
軽井沢町新型コロナウイルス感染症対策本部

令和2年4月7日17時43分、政府より、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言が発出され、緊急事態措置を実施すべき区域は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県となった。

これを受けて、同日18時50分、法第34条第1項の規定に基づき、軽井沢町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置したところである。

令和2年4月16日、大型連休期間を含め、人の移動による接触機会の低減による感染拡大の抑制、社会経済機能への影響を最小限に留めるために、全ての都道府県が足並みを揃えて感染防止に取り組む必要があるとの観点から全都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域となり、緊急事態措置を実施すべき期間は4月16日から5月6日までとなった。

令和2年5月4日、引き続き医療提供体制がひっ迫している地域も見られることから、当面、新規感染者を減少させる取組を継続する必要がある、全国で再度感染が拡大すれば、医療提供体制への更なる負荷が生じるおそれもあることから引き続き全都道府県を緊急事態措置の対象とし、緊急事態措置を実施すべき期間を5月31日まで延長することとなった。

令和2年5月14日、政府において、感染状況の変化等について分析・評価を行い、総合的に判断し、緊急事態措置を実施すべき区域が北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県に変更された。これにより、長野県に対する緊急事態宣言は解除されることになった。

令和2年5月21日、政府において、改めて感染状況の変化等について分析・評価を行い、総合的に判断し、緊急事態措置を実施すべき区域が北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に変更された。

令和2年5月25日、政府において、改めて感染状況の変化等について分析・評価を行い、総合的に判断したところ、全ての都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域に該当しないため、同日、政府は、緊急事態解除宣言を行った。

これを受けて、軽井沢町新型コロナウイルス感染症対策本部については、法第37条において準用する法第25条の規定により、法に基づくものは廃止となるが、継続して新型コロナウイルス感染症対策に取り組む必要があるため、町が任意に設置するもの

に移行した。

令和3年1月7日、政府より、法第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言が発出された。緊急事態措置を実施すべき期間は令和3年1月8日から令和3年2月7日までの31日間であり、緊急事態措置を実施すべき区域は東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県である。

これを受けて、令和3年1月8日、軽井沢町新型コロナウイルス感染症対策本部について、任意に設置するものから法第34条第1項の規定に基づくものへ移行した。

令和3年1月13日、栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県が緊急事態措置を実施すべき区域に追加された。

令和3年1月14日、長野県は、全県に対して「医療非常事態宣言」を発出し、高齢者や基礎疾患のある方に不要不急の外出を控えることを要請するなど、一段と強い措置を講じた。

令和3年2月2日、政府は、新規陽性者数の減少等が認められた栃木県を除き、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県について、緊急事態措置を実施すべき期間を3月7日まで延長することを決定した。

令和3年2月3日、長野県は、全県に発出した「医療非常事態宣言」を解除した。

政府は、新型コロナウイルス感染症に係る対策を強化するため、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（以下「まん延防止等重点措置」という。）の創設などを含む新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案を国会に提出し、令和3年2月3日に成立した。これにより改正された法は令和3年2月13日に施行された。

1月中旬以降、新規陽性者数が減少に向かったことから、栃木県については2月7日、中京圏、関西圏等の6府県については2月末をもって緊急事態宣言が解除された。

3月上旬以降、全国の新規陽性者数は横ばいから微増に転じたが、首都圏における医療提供体制への負荷が改善されたこと等から、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に対する緊急事態宣言は3月21日をもって解除され、およそ2か月半にわたり継続していた緊急事態措置は終了となった。

これを受けて、軽井沢町新型コロナウイルス感染症対策本部については、法第37条において準用する法第25条の規定により、法に基づくものは廃止となるが、継続して新型コロナウイルス感染症対策に取り組む必要があるため、町が任意に設置するものに移行した。

政府は、令和3年4月上旬、感染状況等について分析・評価を行い、法第31条の4第1項に基づき、まん延防止等重点措置を宮城県、大阪府及び兵庫県に発令した。令

和3年4月12日に、東京都、京都府及び沖縄県を加え、4月20日に埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県を加えた。

政府は、令和3年4月23日に、感染状況等について分析・評価を行い、法第32条第1項に基づき、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県に対し緊急事態宣言を行った。期間は令和3年4月25日から令和3年5月11日までとした。

また、同じく令和3年4月23日に、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域に愛媛県を加えた。

これを受けて、令和3年4月23日、軽井沢町新型コロナウイルス感染症対策本部について、任意に設置するものから法第34条第1項の規定に基づくものへ移行した。

政府は令和3年5月7日に、5月9日以後の重点措置区域の見直し及び期間を5月31日までとする変更を行い、緊急事態宣言においても、区域及び機関の見直しを行った。令和3年5月21日には、緊急事態措置期間を6月20日まで延長することが発表され、緊急事態措置区域の見直しを行い、併せて重点措置区域の見直しも行われた。

令和3年6月17日に、沖縄県以外の1都1道2府6県の緊急事態措置を6月20日で終了し、重点措置区域に切り替えることが発表され、重点措置期間は7月11日までとした。

政府は、令和3年7月8日に緊急事態措置区域の見直しを行い、7月12日から同区域に東京都を追加し、期間を8月22日まで延長する見直しを行った。また、重点措置区域についても見直し、北海道、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県の措置を解除し、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府の同措置期間を8月22日まで延長した。

今後、医療提供体制への負荷を軽減し、社会経済活動を再び活性化させるために、感染防止対策と社会経済活動を両立させるよう取り組む必要があることから、下記のとおり対応する。

## 記

### ○予防策の周知徹底

- (1) 「密閉」「密集」「密接」の3つの条件が同時に重ならないよう工夫する旨を周知する。
- (2) 感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、人込みの中でのマスク着用、手洗い）を徹底するよう周知する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の初期の症状は、風邪と見分けがつかないため、定期的な検温など健康観察を行うとともに、発熱等の症状がある場合には外出を控えること及び医療機関内における感染防止のため、直接医療機関を受診すること

は避け、心配な時は速やかにかかりつけ医や保健所に電話で相談するよう周知する。

併せて、家族の方に発熱等の症状がある場合は、食事や寝る部屋を分け、マスクをつけ、手で触れる共用部分を消毒するなど、家庭内における感染防止に取り組むよう周知する。

- (4) 一般の事業所については、在宅勤務や時差出勤、交代制勤務などによる勤務時間の分散等を推進し、職場における人の密度を下げ、手洗いの励行、マスクの着用、定期的な換気など感染防止策を徹底すること及び休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まるおそれがあるとされているため、休憩室、喫煙所、更衣室においても感染防止に努めるよう周知する。さらに、「新型コロナ対策推進宣言」を行うように努め、ステッカーを掲示し、お客様に感染防止策に協力いただくことについて、呼びかけるよう周知する。

また、使用済みのマスクやティッシュは、ごみ袋の空気を抜いて、しっかりしばって封をするなど適正に処理し、感染予防にこころがけていただくよう周知する。

なお、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインを遵守するための取組については、持続化補助金による支援が受けられるため、県に相談するよう周知する。

- (5) 食品等生活必需品を販売する店舗については、レジで並ぶ際に、お客様の間隔を空けるなど感染防止策を徹底するよう周知する。

#### ○感染防止対策と社会経済活動を両立させるための取組

「長野県新型コロナウイルス感染症対応方針（7月13日以降）」（令和3年7月13日新型コロナウイルス感染症長野県対策本部）に準じるものとする。

#### ○町内で感染者が発生した場合の対応（県が発表する感染者の情報による。）

- (1) 感染者に保育園又は学校に通う子ども（児童館及び放課後こども教室を利用している者を含む。）がいる世帯の場合  
教育委員会の基準による。

- (2) その他の場合

感染者が町民、別荘滞在者、観光客、民間企業等の従業員である事にかかわらず、感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い、手指の消毒）など基本的な感染防止策を徹底するよう呼びかける。

感染が拡大している地域への往来については、必要性を検討し慎重に判断するとともに、高齢者等重症リスクの高い方は、できるだけ往来を控えるよう呼びかける。

あわせて、新型コロナウイルス感染症は、注意していても誰もが感染する可能性があるもので、感染者や医療従事者などへの不当な差別や偏見、いじめ等が生じないように、冷静な行動をとるよう呼びかける。

※感染者の情報管理については、県が行う。

○近隣市町村で感染者が発生した場合の対応（県が発表する感染者の情報による。）

県が発表した情報を周知する。

○会議の開催について

会議は、原則として「新しい生活様式」を遵守したうえで開催することとし、書面開催及びw e b会議の活用を推進する。

○各施設の運営

町の各施設については、感染防止策の徹底を図りながら運営することを基本とするが、感染の拡大が顕著になった場合には使用停止を検討する。

○町主催のイベント等

今後、イベント等の開催を検討する場合は、「長野県新型コロナウイルス感染症対応方針（7月13日以降）」（令和3年7月13日新型コロナウイルス感染症長野県対策本部）に準じて対応する。

○町立小中学校

「長野県新型コロナウイルス感染症対応方針（7月13日以降）」（令和3年7月13日新型コロナウイルス感染症長野県対策本部）に準じて対応する。

○健診等について

町が実施する特定健診、いきいき健診、各種がん検診、結核検診、歯周疾患検診は、状況により中止する場合がある。

○軽井沢病院の対応

来院の際には、マスクの着用と手指消毒の実施をお願いします。

正面玄関において、来院者全員の検温を行い、外来患者で発熱のある場合は特設診療室にて診察する。

入院患者についても入院手続時に検温と問診を実施する。

夜間休日についても同様に来院者全員の検温と問診を実施する。

また、全病棟面会禁止とするが、状況により変更する場合がある。

(添付書類)

1. 長野県新型コロナウイルス感染症対応方針（7月13日以降）（令和3年7月13日  
新型コロナウイルス感染症長野県対策本部）
2. 新型コロナウイルス感染症対策・長野県の基本対処方針(令和3年7月13日改正)
3. ワクチン接種についての基本的考え方と当面の進め方（改定 7/9 知事と市長会・  
町村会との意見交換会）
4. 市町村と県で連携して進める早期接種対象職種の基本的な考え方について